

令和 6 年度 第 1 0 回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和 6 年 1 2 月 2 3 日 (月)			
開 催 場 所	役場 2 階 第 1 会議室			
開 催 日 時	令和 6 年 1 2 月 2 3 日 午後 1 時 3 0 分 開 会			
	令和 6 年 1 2 月 2 3 日 午後 2 時 3 1 分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	具志 俊仁	5 番	大城 正和
	2 番	内間 正樹	6 番	玉城 健次
	3 番	宮嶋 扶喜子	7 番	平安山 良也
	4 番	喜屋武 和徳	8 番	米須 清和
欠 席 委 員 番 号				
議 事 録 署 名 委 員	5 番	大城 正和	6 番	玉城 健次

日程第 1 議事録署名委員及び書記の指名について

日程第 2 会期の日程について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	今帰仁村農業委員会会議規則第 1 1 条の規定により、ただ今から令和 6 年度 第 1 0 回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は 8 名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 (日程第 1)	これより議事に入ります。 日程第 1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思います但異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、書記には平良 凜香（たいら りんか）さん、議事録署名委員には、5番 大城 正和（おおしろ まさかず）委員、6番 玉城 健次（たまき けんじ）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 利用権設定農地の中途解約・貸借終了のお知らせについて 報告2 農地法第5条許可の代理人（行政書士）による申請について（報告）
議 長 （日程第4）	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第45号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第46号 非農地証明願いについて 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第48号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）案の意見聴取について 以上です。 本日の提案された議案第44号から第48号までですが、そのうち現地確認を必要とするものが7件ございます。現地資料確認を行った後に審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休

		憩をいたします。
		休憩 午後 1 時 3 9 分 再開 午後 1 時 4 5 分
議	長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第 4 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは私のほうから議案第 4 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の議案書 1 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 4 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容を説明) 事務局といたしましては、2 ページから 4 ページにあります【別添】「3 条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第 4 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第 4 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 4 5 号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは、私のほうから議案第 4 5 号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の議案書 5 ページをお開き下さい。

		(議案書読み上げ) 6 ページをお開き下さい。今回の申請は利用権の設定等を受ける者、借受人が1名、利用権の設定等をする者、貸付人が1名です。 設定筆数は計2筆、合計面積1,635㎡。すべて賃貸借となっています。なお、詳細についてはお目通し下さい。 続いて、7 ページをお開きください。所有権移転関係を説明致します。譲受人1名、譲渡人1名、所有権移転1筆、面積3,203㎡、売買となっております。こちらも詳細についてはお目通しください。 事務局としましては、従事日数、全部効率利用、地域調和等各要件を満たしていると考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第45号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第45号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号1番については、150日以上従事する新規就農者で、令和6年12月13日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては特に問題はないと思います。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第45号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第45号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして議案第46号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局	それでは私のほうから議案第４６号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の議案書　８ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第２条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第４６号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第４６号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番について説明いたします。 お手元の議案書　９ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないその他２種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。

委 員	議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番について令和６年１２月１３日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について説明いたします。 お手元の議案書　９ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないその他２種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について令和６年１２月１３日に申請者と面接を行いました。申

		請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは、私のほうから議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について説明いたします。 お手元の議案書 ９ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないその他２種農地として判断しました。以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について令和６年１２月１３日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。

議	長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号４番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは、私のほうから議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号４番について説明いたします。 お手元の議案書 ９ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号４番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないその他２種農地として判断しました。以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号４番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号４番について令和６年１２月１３日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件につい

		て補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号４番について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号４番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第４８号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）案の意見聴取について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局 それでは、私のほうから議案第４８号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）案の意見聴取について」説明いたします。 お手元の議案書 １０ページをお開き下さい。 (議案書読み上げ) 資料確認のため、休憩をお願いします。
議	長	それでは資料確認のため、休憩します。
		休憩 午後 ２時 ５分 再開 午後 ２時 ３１分
議	長	休憩前に引き続き、再開します。 ただ今、説明がありました、本件について、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第４８号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）案の意見聴取について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第４８号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）案の意見聴取について」は異議なしと認め、可決決定いたします。

[illegible]